

姫路市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

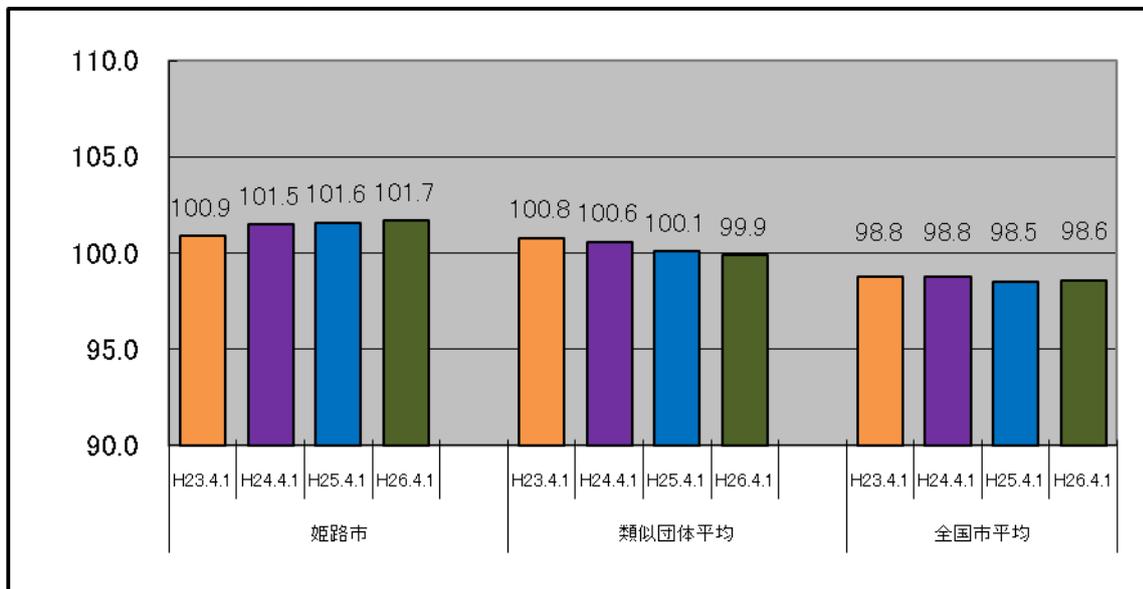
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
平成 25年度	人 543,991	千円 207,234,045	千円 5,809,994	千円 31,043,788	% 15.0	% 15.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似 団体一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 25年度	人 3,438	千円 12,997,440	千円 3,611,369	千円 5,057,048	千円 21,665,857	千円 6,302	千円 6,199

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成 25 年 4 月 1 日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成 24 年及び平成 25 年は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(理由) 初任給が国を上回る。給料表の構造が国と異なる。

(改善見込み) 給料表の構造を見直すとともに、昇格時の給料の増加額を抑制することにより、給料水準の適正化を図る。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容 (平均引下げ率、実施 (実施予定) 時期、経過措置の有無等具体的な内容 (未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.9%引下げ。若年層については、国の見直しに準じて据え置く一方、高齢層については最大6.0%の減額を実施。激変緩和のため、3年間 (平成30年3月31日まで) の経過措置 (現給保障) を実施。

他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準3%に対し、姫路市においても3%を支給。(改定なし)

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
姫路市	42.3歳	343,200円	447,337円	382,303円
兵庫県	44.3歳	338,000円	436,666円	393,936円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	41.9歳	324,583円	412,561円	369,919円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
姫路市	43.9歳	634人	325,000円	412,664円	352,371円
うち 清掃職員	43.4歳	209人	328,400円	460,122円	362,043円
うち 学校給食員	41.5歳	103人	302,400円	333,015円	320,881円
うち 守衛	43.4歳	32人	317,900円	421,415円	346,297円
うち 用務員	48.3歳	84人	347,700円	387,266円	371,589円
兵庫県	52.7歳	580人	330,000円	400,516円	368,554円
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円
類似団体	47.8歳	290人	330,820円	392,126円	362,360円

区分	民間			参考
	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
姫路市	—	—	—	—
うち 清掃職員	廃棄物処理業従業員	44.7歳	288,100円	1.60
うち 学校給食員	調理士	42.4歳	270,800円	1.23
うち 守衛	守衛	55.6歳	267,700円	1.57
うち 用務員	用務員	54.3歳	199,300円	1.94

区 分	参 考		
	年 収 ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
姫路市	—	—	—
うち 清掃職員	6,991,964円	3,939,100 円	1.78
うち 学校給食員	5,213,580円	3,591,400 円	1.45
うち 守衛	6,478,380円	3,674,300 円	1.76
うち 用務員	6,165,892円	2,747,000 円	2.24

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成23～25年の3か年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、職業内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
姫路市	40.3歳	311,700円	414,488円	343,289円
兵庫県	—	—	—	—
類似団体	39.0歳	306,543円	403,680円	351,053円

④高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
姫路市	46.5歳	401,300円	451,951円
兵庫県	45.4歳	380,900円	449,484円
類似団体	46.2歳	395,580円	460,318円

⑤幼稚園教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
姫路市	43.4歳	358,400円	413,853円
兵庫県	42.3歳	356,500円	415,773円
類似団体	40.0歳	320,141円	368,773円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		姫路市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	182,000円	176,642円	172,200円
	高校卒	147,200円	143,131円	140,100円
技能労務職	高校卒	144,200円	139,809円	—
消防職	大学卒	182,700円	—	—
	高校卒	155,100円	—	—
高等学校教育職	大学卒	201,400円	197,257円	—
幼稚園教育職	大学卒	174,200円	197,257円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成26年4月1日現在)

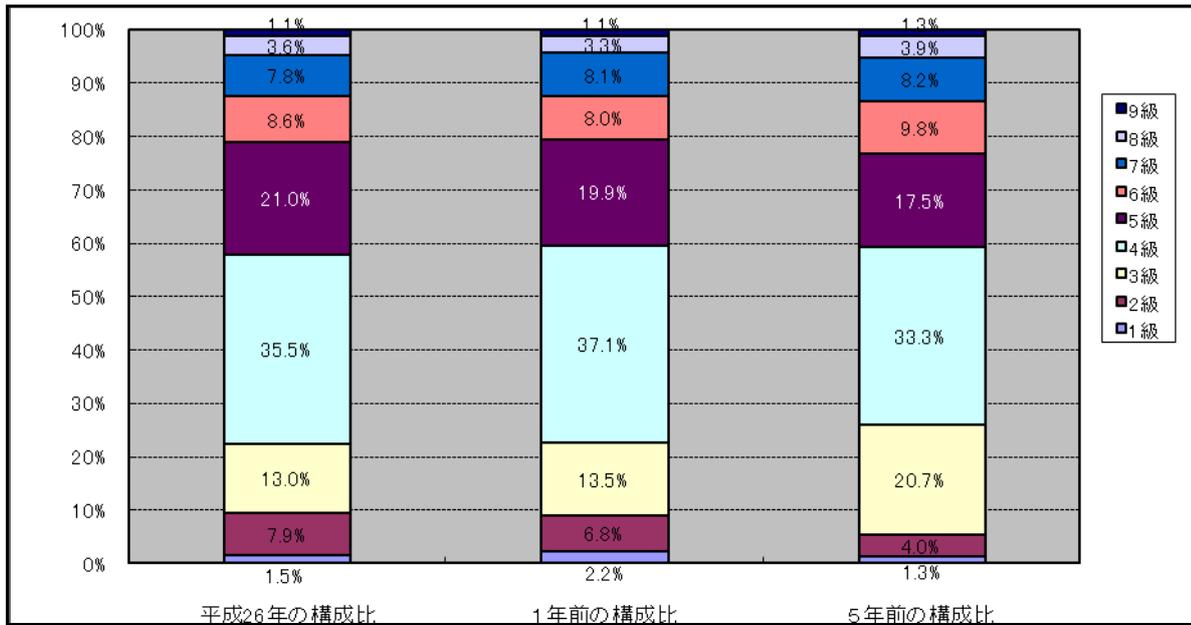
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	276,227円	364,439円	396,266円	423,981円
	高校卒	—円	319,720円	366,870円	398,550円
技能労務職	高校卒	—円	317,971円	348,600円	366,450円
	中学卒	—円	269,255円	331,315円	359,783円
消防職	大学卒	264,671円	366,600円	365,540円	—円
	高校卒	—円	—円	367,125円	381,990円
高等学校教育職	大学卒	—円	—円	—円	430,125円
幼稚園教育職	大学卒	—円	379,175円	419,700円	429,362円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	事務員、技術員	26人	1.5%	140,100円	232,300円
2 級	主事補、技師補	133人	7.9%	151,800円	290,400円
3 級	主事、技師	220人	13.0%	179,600円	340,700円
4 級	主任、技術主任	599人	35.5%	237,000円	388,300円
5 級	係長	355人	21.0%	262,800円	403,200円
6 級	課長補佐	145人	8.6%	284,500円	435,200円
7 級	課長	131人	7.8%	305,400円	455,900円
8 級	部長、室長	60人	3.6%	318,200円	478,200円
9 級	局長	20人	1.1%	342,300円	537,700円

- (注) 1 姫路市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

毎年1月1日に勤務成績に応じて以下の区分で昇給します。また表彰を受けた者は7月1日に4号給昇給します。

		勤務成績が特に良好		勤務成績が良好	勤務成績が良好と認められない
課長以上の職員	55歳未満	8号給以上の昇給	6号給昇給	3号給昇給	2号給以下の昇給又は昇給しない
	55歳以上	2号給昇給	1号給昇給	昇給しない	昇給しない
その他の職員	55歳未満	(注)		4号給昇給	3号給以下の昇給又は昇給しない
	55歳以上	昇給しない			

(注) その他の職員の昇給は、各所属長による内申を考慮して行っておりますが、「勤務成績が特に良好」という区分での昇給は現在行っておりません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

姫路市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度)	1人当たり平均支給額(平成25年度)	—
1,388千円	1,803千円	
(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% (抑制後4~10%) ・管理職加算 10~20% (抑制後5~10%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

課長級以上職員への勤勉手当については、勤務成績を反映させて勤勉手当の支給割合を決定しています。

	平成25年6月	平成25年12月
特に優秀	0.855月	0.845月
優秀	0.750月	0.745月
良好	0.645月	0.645月
良好ではない	0.645月未満	0.645月未満

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

姫路市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~20%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~45%加算		
1人あたり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 4,639千円 23,754千円					

(注) 1 退職手当の1人あたり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)			447,117千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)			124,027円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
姫路市(医師以外)	3%	3,590人	3%
姫路市(医師)	15%	10人	15%
東京都	18%	5人	18%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			101.7 (101.7)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)	111,281千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	79,771円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)	38.4%
手当の種類(手当数)	34種
手当の詳細	(別紙1)特殊勤務一覧表 参照

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	1,341,489千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	438千円
支給実績(平成24年度決算)	1,331,745千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	441千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)																														
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給されます。</p> <p>○配偶者13,000円</p> <p>○配偶者以外の扶養親族1人につき6,500円</p> <p>ただし、配偶者のない職員の1人目は、11,000円</p> <p>○満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算</p>	同	—	464,658千円	247,950円																														
住居手当	<p>借家27,000円(限度額)</p> <p>持家 1,500円</p> <p>(平成26年3月末日で廃止)</p>	同	—	201,192千円	92,673円																														
通勤手当	<p>交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員(通勤距離が片道2km以上)に支給されます。</p> <p>○交通機関等の利用者 定期券等の価額(6か月定期)により支給されます。 (限度額:1か月当たり55,000円)</p> <p>○自動車、自転車等の使用者</p> <table border="1" data-bbox="363 1299 758 1953"> <thead> <tr> <th>通勤距離</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2 km 未満</td><td>不支給</td></tr> <tr><td>2 km 以上 5 km 未満</td><td>4,100 円</td></tr> <tr><td>5 km 以上 10 km 未満</td><td>6,200 円</td></tr> <tr><td>10 km 以上 15 km 未満</td><td>8,300 円</td></tr> <tr><td>15 km 以上 20 km 未満</td><td>10,400 円</td></tr> <tr><td>20 km 以上 25 km 未満</td><td>12,900 円</td></tr> <tr><td>25 km 以上 30 km 未満</td><td>15,800 円</td></tr> <tr><td>30 km 以上 35 km 未満</td><td>18,700 円</td></tr> <tr><td>35 km 以上 40 km 未満</td><td>21,600 円</td></tr> <tr><td>40 km 以上 45 km 未満</td><td>24,400 円</td></tr> <tr><td>45 km 以上 50 km 未満</td><td>26,200 円</td></tr> <tr><td>50 km 以上 55 km 未満</td><td>28,000 円</td></tr> <tr><td>55 km 以上 60 km 未満</td><td>29,800 円</td></tr> <tr><td>60 km 以上</td><td>31,600 円</td></tr> </tbody> </table> <p>徒歩 不支給</p>	通勤距離	月額	2 km 未満	不支給	2 km 以上 5 km 未満	4,100 円	5 km 以上 10 km 未満	6,200 円	10 km 以上 15 km 未満	8,300 円	15 km 以上 20 km 未満	10,400 円	20 km 以上 25 km 未満	12,900 円	25 km 以上 30 km 未満	15,800 円	30 km 以上 35 km 未満	18,700 円	35 km 以上 40 km 未満	21,600 円	40 km 以上 45 km 未満	24,400 円	45 km 以上 50 km 未満	26,200 円	50 km 以上 55 km 未満	28,000 円	55 km 以上 60 km 未満	29,800 円	60 km 以上	31,600 円	異	自動車、自転車等の使用者の通勤距離ごとの支給額が相違	358,535千円	109,043円
通勤距離	月額																																		
2 km 未満	不支給																																		
2 km 以上 5 km 未満	4,100 円																																		
5 km 以上 10 km 未満	6,200 円																																		
10 km 以上 15 km 未満	8,300 円																																		
15 km 以上 20 km 未満	10,400 円																																		
20 km 以上 25 km 未満	12,900 円																																		
25 km 以上 30 km 未満	15,800 円																																		
30 km 以上 35 km 未満	18,700 円																																		
35 km 以上 40 km 未満	21,600 円																																		
40 km 以上 45 km 未満	24,400 円																																		
45 km 以上 50 km 未満	26,200 円																																		
50 km 以上 55 km 未満	28,000 円																																		
55 km 以上 60 km 未満	29,800 円																																		
60 km 以上	31,600 円																																		

休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始の休日）に勤務することを命ぜられた職員に支給されます。	同	—	306,182千円	213,070円																								
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時～翌朝5時）に勤務した職員に支給されます。	同	—	57,660千円	109,829円																								
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給されます。</p> <table border="1" data-bbox="365 584 790 1151"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">局長級</td> <td>局長 128,000円</td> </tr> <tr> <td>理事 103,000円</td> </tr> <tr> <td>部長級</td> <td>94,000円</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>77,000円</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級 ※</td> <td>42,000円</td> </tr> <tr> <td>係長級 ※</td> <td>38,000円</td> </tr> <tr> <td>校長</td> <td>68,300円</td> </tr> <tr> <td>教頭</td> <td>52,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幼稚園園長</td> <td>専任園長 42,000円</td> </tr> <tr> <td>園長 38,000円</td> </tr> <tr> <td>管理指導主事</td> <td>56,000円</td> </tr> <tr> <td>指導主事</td> <td>29,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出先機関の長である職員に限ります。</p>		月額	局長級	局長 128,000円	理事 103,000円	部長級	94,000円	課長級	77,000円	課長補佐級 ※	42,000円	係長級 ※	38,000円	校長	68,300円	教頭	52,900円	幼稚園園長	専任園長 42,000円	園長 38,000円	管理指導主事	56,000円	指導主事	29,000円	異	区分ごとの支給額相違	303,107千円	742,909円
	月額																												
局長級	局長 128,000円																												
	理事 103,000円																												
部長級	94,000円																												
課長級	77,000円																												
課長補佐級 ※	42,000円																												
係長級 ※	38,000円																												
校長	68,300円																												
教頭	52,900円																												
幼稚園園長	専任園長 42,000円																												
	園長 38,000円																												
管理指導主事	56,000円																												
指導主事	29,000円																												
管理職員特別勤務手当	<p>管理職員等が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等に勤務した場合は、勤務1回につき次の額が管理職員特別勤務手当として支給されます。</p> <table border="1" data-bbox="365 1491 790 2018"> <thead> <tr> <th rowspan="2">管理職員等 (身分名)</th> <th colspan="3">勤務時間</th> </tr> <tr> <th>1時間以上 3時間以下</th> <th>3時間超 6時間以下</th> <th>6時間超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事等</td> <td>6,000円</td> <td>12,000円</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>参事</td> <td>5,000円</td> <td>10,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>主幹</td> <td>4,250円</td> <td>8,500円</td> <td>12,750円</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級、係長級 (管理職手当の支給対象者に限る。)</td> <td>3,000円</td> <td>6,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※勤務に従事した時間が1時間に満たない場合は支給されません。</p>	管理職員等 (身分名)	勤務時間			1時間以上 3時間以下	3時間超 6時間以下	6時間超	理事等	6,000円	12,000円	18,000円	参事	5,000円	10,000円	15,000円	主幹	4,250円	8,500円	12,750円	課長補佐級、係長級 (管理職手当の支給対象者に限る。)	3,000円	6,000円	9,000円	同	—	2,697千円	22,664円	
管理職員等 (身分名)	勤務時間																												
	1時間以上 3時間以下	3時間超 6時間以下	6時間超																										
理事等	6,000円	12,000円	18,000円																										
参事	5,000円	10,000円	15,000円																										
主幹	4,250円	8,500円	12,750円																										
課長補佐級、係長級 (管理職手当の支給対象者に限る。)	3,000円	6,000円	9,000円																										

単身赴任手当	異動に伴う転居により配偶者と別居し、単身で生活することとなった職員に支給されます。 月額 23,000円+職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離による加算額 (6,000円～45,000円)	同	—	2,013千円	402,600円
教員特別手当	高等学校教員及び教育委員会指導主事に支給されます。 月額 適用を受ける給料表の区分に応じて支給されます。(2,000円～8,200円)			15,421千円	74,498円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給されます。 勤務1回につき4,200円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務については、20,000円)	同	—	17千円	4,250円

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	1,180,000円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,206,000円 / 565,000円	
	副 市 長	960,000円	974,000円 / 708,900円	
報 酬	議 長	823,000円	827,000円 / 625,000円	
	副 議 長	747,000円	748,000円 / 555,000円	
	議 員	685,000円	700,000円 / 510,000円	
期 末 手 当	市 市 長	(平成25年度支給割合) 3.95月分 ※市長は15/100、副市長は10/100を減額		
	議 副 議 長 長 員	(平成25年度支給割合) 3.95月分		
退 職 手 当	市 市 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.54	(1期の手当額) 30,585,600円	(支給時期) 任期ごと
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.32	14,745,600円	任期ごと
	備 考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

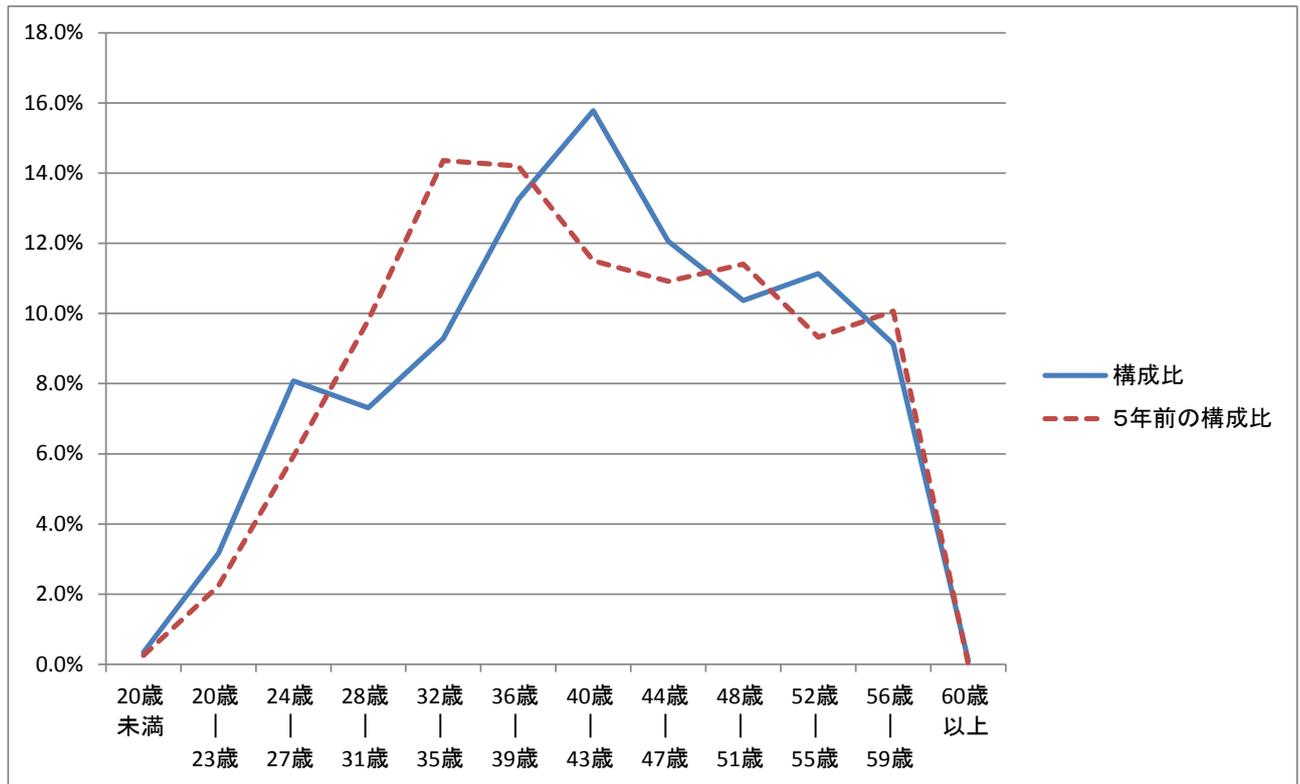
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成 25 年	平成 26 年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	24	24	0	
		総務	488	491	3	マラソン関係業務増
		税務	128	125	▲3	事務の効率化
		労働	4	4	0	
		農林水産	75	79	4	農業関係業務増
		商工	77	82	5	観光関係業務増
		土木	411	417	6	都市計画関係業務増
		民生	567	596	29	生活保護関係業務増
		衛生	454	428	▲26	ごみ収集業務の一部委託化
		計	2228	2246	18	<参考> 人口1万人当たり職員数 41.39人
	教育部門	652	638	▲14	学校調理業務の見直し等	
	消防部門	559	553	▲6	非正規職員の活用	
	小計	3439	3437	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数 63.34人	
公営企業等会計部門	水道	122	122	0		
	交通	0	0	0		
	下水道	101	101	0		
	その他	124	130	6	介護関係業務増	
	小計	347	353	6		
合計		3788 [4125]	3790 [4125]	▲2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.85人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 職員年齢別構成状況（平成 26 年 4 月 1 日）



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	13	120	306	277	352	502	598	457	393	422	346	4	3,790

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	2,202	2,234	2,222	2,221	2,228	2,246	44 (2.0%)
教育	715	696	680	668	652	638	▲77 (▲10.8%)
消防	543	543	545	553	559	553	10 (1.8%)
普通会計計	3,460	3,473	3,447	3,442	3,439	3,437	▲23 (▲0.7%)
公営企業等会計計	434	376	359	346	347	353	▲81 (▲18.7%)
総合計	3,894	3,849	3,806	3,788	3,786	3,790	▲104 (▲2.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 9,058,912	千円 35,172	千円 1,027,665	% 11.3	% 11.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	139人	千円 501,226	千円 129,489	千円 193,957	千円 824,672	千円 5,933	千円 6,302

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
姫路市	45.7歳	371,173円	548,966円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業会計	一般行政職
1人あたり平均支給額（平成25年度） 1,405千円	1人あたり平均支給額（平成25年度） 1,388千円
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

水道事業会計			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～20%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
	0千円	18,005千円		4,639千円	23,754千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）		16,776千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		120,691円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
姫路市	3%	139人	3%

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）	1,575千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	20,724円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	54.7%
手当の種類（手当数）	6種類
手当の詳細	(別紙2)特殊勤務一覧表 参照

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	40,270千円
職員1人当平均支給年額（平成25年度決算）	363千円
支給実績（平成24年度決算）	32,044千円
職員1人当平均支給年額（平成24年度決算）	269千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (平成25年度 決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)																														
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給されます。</p> <p>○配偶者13,000円</p> <p>○配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円 ただし、配偶者のない職員の 1人目は、11,000円</p> <p>○満16歳の年度初めから満22歳 の年度末までの子1人につき5,000 円を加算</p>	同	—	21,790千円	234,301円																														
住居手当	借家27,000円(限度額)	同	—	6,890千円	67,549円																														
	持家 1,500円 (平成26年4月以降 0円)																																		
通勤手当	<p>交通機関等を利用し又は自動車 等を使用して通勤している職員(通勤距離が片道2km以上)に支 給されます。</p> <p>○交通機関等の利用者 定期券等の価額(6か月定期)に より支給されます。 (限度額:1か月当たり55,000円)</p> <p>○自動車、自転車等の使用者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通勤距離</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 km 未満</td> <td>不支給</td> </tr> <tr> <td>2 km 以上 5 km 未満</td> <td>4,100 円</td> </tr> <tr> <td>5 km 以上 10 km 未満</td> <td>6,200 円</td> </tr> <tr> <td>10 km 以上 15 km 未満</td> <td>8,300 円</td> </tr> <tr> <td>15 km 以上 20 km 未満</td> <td>10,400 円</td> </tr> <tr> <td>20 km 以上 25 km 未満</td> <td>12,900 円</td> </tr> <tr> <td>25 km 以上 30 km 未満</td> <td>15,800 円</td> </tr> <tr> <td>30 km 以上 35 km 未満</td> <td>18,700 円</td> </tr> <tr> <td>35 km 以上 40 km 未満</td> <td>21,600 円</td> </tr> <tr> <td>40 km 以上 45 km 未満</td> <td>24,400 円</td> </tr> <tr> <td>45 km 以上 50 km 未満</td> <td>26,200 円</td> </tr> <tr> <td>50 km 以上 55 km 未満</td> <td>28,000 円</td> </tr> <tr> <td>55 km 以上 60 km 未満</td> <td>29,800 円</td> </tr> <tr> <td>60 km 以上</td> <td>31,600 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>徒歩 不支給</p>	通勤距離	月額	2 km 未満	不支給	2 km 以上 5 km 未満	4,100 円	5 km 以上 10 km 未満	6,200 円	10 km 以上 15 km 未満	8,300 円	15 km 以上 20 km 未満	10,400 円	20 km 以上 25 km 未満	12,900 円	25 km 以上 30 km 未満	15,800 円	30 km 以上 35 km 未満	18,700 円	35 km 以上 40 km 未満	21,600 円	40 km 以上 45 km 未満	24,400 円	45 km 以上 50 km 未満	26,200 円	50 km 以上 55 km 未満	28,000 円	55 km 以上 60 km 未満	29,800 円	60 km 以上	31,600 円	同	—	14,870千円	113,511円
	通勤距離	月額																																	
	2 km 未満	不支給																																	
	2 km 以上 5 km 未満	4,100 円																																	
	5 km 以上 10 km 未満	6,200 円																																	
	10 km 以上 15 km 未満	8,300 円																																	
	15 km 以上 20 km 未満	10,400 円																																	
	20 km 以上 25 km 未満	12,900 円																																	
	25 km 以上 30 km 未満	15,800 円																																	
	30 km 以上 35 km 未満	18,700 円																																	
	35 km 以上 40 km 未満	21,600 円																																	
	40 km 以上 45 km 未満	24,400 円																																	
	45 km 以上 50 km 未満	26,200 円																																	
	50 km 以上 55 km 未満	28,000 円																																	
	55 km 以上 60 km 未満	29,800 円																																	
60 km 以上	31,600 円																																		

休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始の休日）に勤務することを命ぜられた職員に支給されます。	同	—	13,859千円	200,855円																							
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時～翌朝5時）に勤務した職員に支給されます。	同	—	8,843千円	245,639円																							
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">局長級</td> <td>局長 128,000円</td> </tr> <tr> <td>理事 103,000円</td> </tr> <tr> <td>部長級</td> <td>94,000円</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>77,000円</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級 ※</td> <td>42,000円</td> </tr> <tr> <td>係長級 ※</td> <td>38,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出先機関の長である職員に限ります。</p>		月額	局長級	局長 128,000円	理事 103,000円	部長級	94,000円	課長級	77,000円	課長補佐級 ※	42,000円	係長級 ※	38,000円	同	—	4,587千円	764,500円										
	月額																											
局長級	局長 128,000円																											
	理事 103,000円																											
部長級	94,000円																											
課長級	77,000円																											
課長補佐級 ※	42,000円																											
係長級 ※	38,000円																											
管理職員特別勤務手当	<p>管理職員等が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等に勤務した場合は、勤務1回につき次の額が管理職員特別勤務手当として支給されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">管理職員等 (身分名)</th> <th colspan="3">勤務時間</th> </tr> <tr> <th>1時間以上 3時間以下</th> <th>3時間超 6時間以下</th> <th>6時間超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事等</td> <td>6,000円</td> <td>12,000円</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>参事</td> <td>5,000円</td> <td>10,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>主幹</td> <td>4,250円</td> <td>8,500円</td> <td>12,750円</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級、係長級 (管理職手当の支給対象者に限る。)</td> <td>3,000円</td> <td>6,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※勤務に従事した時間が1時間に満たない場合は支給されません。</p>	管理職員等 (身分名)	勤務時間			1時間以上 3時間以下	3時間超 6時間以下	6時間超	理事等	6,000円	12,000円	18,000円	参事	5,000円	10,000円	15,000円	主幹	4,250円	8,500円	12,750円	課長補佐級、係長級 (管理職手当の支給対象者に限る。)	3,000円	6,000円	9,000円	同	—	28千円	14,000円
管理職員等 (身分名)	勤務時間																											
	1時間以上 3時間以下	3時間超 6時間以下	6時間超																									
理事等	6,000円	12,000円	18,000円																									
参事	5,000円	10,000円	15,000円																									
主幹	4,250円	8,500円	12,750円																									
課長補佐級、係長級 (管理職手当の支給対象者に限る。)	3,000円	6,000円	9,000円																									

<p>単身赴任手当</p>	<p>異動に伴う転居により配偶者と別居し、単身で生活することとなった職員に支給されます。</p> <p>月額 23,000円+職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離による加算額 (6,000円～45,000円)</p>	<p>同</p>	<p>—</p>	<p>0千円</p>	<p>0円</p>
<p>宿日直手当</p>	<p>宿日直勤務を命ぜられた職員に支給されます。</p> <p>勤務1回につき4,200円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務については、20,000円)</p>	<p>同</p>	<p>—</p>	<p>0千円</p>	<p>0円</p>

(別紙1) 特殊勤務手当一覧表 平成26年4月1日現在

種 類	支 給 範 囲	支 給 額	支 給 実 績 (25年度決算) 千円
医師手当	医療職給料表の適用を受ける職員（以下「医療職給料表適用職員」という。）で以下のもの ア 保健医療施策に関する事務を統括する業務に従事する職員 イ 診療所の管理者として、その業務に従事する職員 ウ 国民健康保険家島診療所（以下「家島診療所」という。）において診療業務に従事する職員（イに掲げる職員を除く。） エ 保健所長として、その業務に従事する職員	月額 217,250円	16,452千円
	医療職給料表適用職員で、ア、イ、ウ又はエに掲げる職員以外の職員	月額 197,100円	
獣医師手当	(1) 食肉センターにおいて、と畜検査業務に専ら従事する獣医師で、職務の級が行政職給料表の6級以下であるもの	月額 10,000円	1,154千円
	(2) 野犬その他不用犬の処分を担任する獣医師で、職務の級が行政職給料表の6級以下であるもの	月額 6,000円	
	(3) 動物園に勤務する獣医師で、職務の級が行政職給料表の6級以下であるもの	月額 4,000円	
建築主事手当	建築主事として、その業務に従事する職員	月額 5,000円	300千円
班長業務手当	技能労務職給料表の職務の級4級に在職する職員で、班長の職にあるもの	月額 3,000円	1,431千円
交替制勤務手当	(1) 技能労務職給料表の適用を受ける職員（以下「技能労務職給料表適用職員」という。）で、ごみの収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織又は下水処理に関する事務を所掌する組織に属するもののうち、日勤（夜勤以外の勤務をいう。）及び夜勤（午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務が5時間以上ある勤務をいう。（2）及び（3）において同じ。）に交替制で従事する勤務を日々繰り返す勤務に従事するもの	月額 2,000円	756千円
	(2) 市役所の位置に関する条例（昭和22年姫路市条例第6号）に規定する市役所の庁舎の管理を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員で、夜勤に交替制で従事する勤務（（1）に規定する勤務を除く。（3）において同じ。）に従事するもの	月額 1,500円	
	(3) ごみの収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織又は特別史跡姫路城跡の管理を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員で、夜勤に交替制で従事する勤務に従事するもの	月額 500円	
賦課徴収手当	(1) 職員が市税の納税義務者又は国民健康保険料、介護保険料若しくは後期高齢者医療保険料の納付義務者の住居又は事業所に立ち入って行う市税、国民健康保険料、介護保険料又は後期高齢者医療保険料の賦課又は徴収に関する業務に従事した場合	1日につき 250円	809千円
	(2) 職員が市営住宅使用料、住宅建設資金貸付金等の償還金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、都市計画下水道事業区域外流入分担金、コミュニティ・プラント使用料、コミュニティ・プラント事業分担金、集落排水処理施設使用料又は集落排水事業分担金の納付義務者の住居又は事業所に立ち入って滞納に係るこれらの使用料、償還金、負担金又は分担金を徴収する業務に従事した場合	1日につき 300円	
	(3) 職員が市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料又はこれらに係る徴収金の滞納処分のために必要な住居内等の捜索又は差押物件の封印若しくは引揚げに従事した場合	1日につき 250円	
移転補償等交渉手当	職員が建設物等の移転若しくは除却、これらに伴う損失の補償、用地の取得又は不法占有されている市有財産若しくは国有財産の明渡しに関する交渉に従事した場合	1日につき 250円	694千円
社会福祉業務手当	福祉事務所に勤務する社会福祉主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司又はこれらの者の業務と同様の業務を行う職員が訪問指導、相談、措置等の現業又はそれらの指導監督業務に従事した場合	1日につき 250円	4,685千円
行旅死亡人等取扱手当	(1) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事務を所掌する組織に属する職員が行旅死亡人（救護施設等に収容する途中で死亡した行旅病人を含む。以下同じ。）の死体を直接取り扱う業務に従事した場合	1体につき 1,500円	

	(2) (1)に規定する職員が救護施設等に行旅病人を直接収容する業務に従事した場合	1回につき	1,000円	
	(3) (1)に規定する職員が行旅死亡人の死体の処理作業の指示又は死体の身元確認のため現場に立ち会う業務に従事した場合			5千円
エックス線照射手当	診療エックス線技師または診療放射線技師がエックス線を人体に対して照射する作業に従事した場合	1日につき	250円	37千円
検査手当	(1)職員が細菌の検菌、培養等細菌学的検査又は理化学検査に従事した場合	1日につき	200円	642千円
	(2)公害対策に関する事務を所掌する組織に属する職員が事業所等に立ち入って、悪臭物質（悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条第1項に規定する特定悪臭物質をいう。）又はし尿浄化槽内の汚水等に係る検体の採取に従事した場合			
	(3)保健師、看護師または准看護師が採血業務に従事した場合			
	(4)獣医師（獣医師手当の支給を受ける者を除く。）がと畜検査に従事した場合	1日につき	500円	
訪問指導手当	(1)職員が地域保健法（昭和22年法律第101号）第6条第11項に掲げる事項につき、同号に規定する者を訪問して行う指導に従事した場合	1日につき	200円	450千円
	(2)職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第48条第1項に規定する、精神障害者及びその家族等を訪問して行う指導に従事した場合			
	(3)職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第11条、第17条若しくは第19条に規定する訪問指導に従事した場合			
	(4)職員が社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護等の業務に従事した場合			
	(5)職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の14に規定する家庭訪問指導に従事した場合			
感染症予防等作業手当	医師以外の職員が次に掲げる業務に従事した場合	1日につき	300円	20千円
	(1)感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症又は検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に規定する検疫感染症に該当するものをいう。以下この項において同じ。）の病原体が付着した物件又はその疑いのある物件の処分			
	(2)感染症の患者の移送その他感染症の患者と直接応対する業務（前条第1項第5号に掲げる業務を除く。）			
狂犬病予防作業手当	(1)行政職給料表の適用を受ける職員（以下「行政職給料表適用職員」という。）が狂犬病の予防注射又は当該予防注射のために犬を静止させる作業に従事した場合（獣医師手当の支給を受ける場合を除く。）	1日につき	200円	
	(2)行政職給料表適用職員が犬等の死体の焼却処分に従事した場合（獣医師手当の支給を受ける場合を除く。）	1日につき	400円	
往診手当	(1)医療職給料表適用職員で家島診療所に属するもの又は家島診療所において診療業務に従事することを命じられたものが家島診療所外において診療業務に従事した場合			
	ア.勤務した時間の全部又は一部が深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下この項、休日夜間診療手当及び輸送艇業務手当において同じ。）である場合	1回につき	6,000円	
	イ.勤務した時間の全部又は一部が夜間（午後6時から午後10時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）である場合（アに掲げる場合を除く。）	1回につき	4,000円	
	ウ.ア又はイに掲げる場合以外の場合	1回につき	2,000円	
	(2)家島診療所に属する看護師又は准看護師が家島診療所外において診療の介助業務に従事した場合			
	ア.勤務した時間の全部又は一部が深夜である場合	1回につき	600円	

	イ. 勤務した時間の全部又は一部が夜間である場合（アに掲げる場合を除く。）	1回につき	400円	
	ウ. ア又はイに掲げる場合以外の場合	1回につき	200円	
休日夜間診療手当	(1) 医療職給料表適用職員で家島診療所に属するもの又は家島診療所において診療業務に従事することを命じられたものが、勤務した時間の全部又は一部が勤務を要しない日又は休日等である診療業務に従事した場合	1回につき	4,000円	
	(2) (1)に規定する職員が勤務した時間の全部又は一部が早朝（午前6時から午前8時までの間をいう。）、夜間又は深夜である診療業務（(1)に規定する業務を除く。）に従事した場合			
	ア. 勤務した時間の全部又は一部が深夜である場合	1回につき	3,500円	
	イ. アに掲げる場合以外の場合	1回につき	3,000円	
検案手当	(1) 医療職給料表適用職員が行旅死亡人の検案に従事した場合	1回につき	10,000円	
	(2) 医療職給料表適用職員以外の職員が(1)の職員の助手として(1)に規定する業務に従事した場合	1回につき	1,500円	
水族館槽内作業手当	(1) 職員が10月1日から翌年の5月末日までの間における水族館の水槽内における潜水作業に従事した場合	1日につき	300円	
	(2) 職員が水族館のろ過槽内における沈砂の洗浄作業に従事した場合	1日につき	200円	
清掃作業手当	(1) 道路の清掃に関する事務を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員が次に掲げる業務に直接従事した場合 ア. 道路の側溝若しくは溝きよのしゅんせつ又はこれに伴う汚泥の収集 イ. 道路の維持又は管理に伴う不法投棄物等の収集	1日につき	450円	
	(2) 技能労務職給料表適用職員が公衆便所の清掃、管きよのしゅんせつ又は便所から排出された下水の処理に直接従事した場合（(1)に掲げる場合並びに汚物処理現場作業手当及び危険現場作業手当の支給を受ける場合を除く。）	1日につき	200円	
	(3) 特別史跡姫路城跡、市有霊苑又は都市公園その他の公園の管理を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員がごみの収集作業に直接従事した場合（(2)に掲げる場合及び危険現場作業手当の支給を受ける場合を除く。）			
	(4) 動物園に勤務する技能労務職給料表適用職員が畜舎の清掃に従事した場合			
				3,028千円
葬儀作業手当	(1) 技能労務職給料表適用職員が霊きゅう自動車による死体の輸送作業に従事した場合	1体につき	900円	
	(2) 技能労務職給料表適用職員が遺体の火葬作業に従事した場合	1体につき	200円	
	(3) 技能労務職給料表適用職員が収骨作業に従事した場合	1体につき	300円	
	(4) 技能労務職給料表適用職員が小動物の火葬作業に従事した場合	1日につき	400円	
				9,418千円
食肉センター場内作業手当	技能労務職給料表適用職員が食肉センターにおいて、場内若しくは汚水浄化槽内の清掃又は機器等の点検若しくは整備に従事した場合	1日につき	950円	
				204千円
特殊自動車運転手当	技能労務職給料表適用職員が建設機械、大型特殊自動車（自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2 7の項に掲げる大型特殊自動車をいう。）、街路清掃車、農耕用トラクター又は草刈用トラクターの運転に従事した場合（他の特殊勤務手当（月額特殊勤務手当を除く。）の支給を受ける場合を除く。）	1日につき	200円	
				276千円
乳剤舗装作業手当	技能労務職給料表適用職員が道路舗装用乳剤の撒布作業又は合材作業に従事した場合（他の特殊勤務手当（月額特殊勤務手当を除く。）の支給を受ける場合を除く。）	1日につき	250円	
				391千円
汚物処理現場作業手当	(1) ごみの収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員がごみの収集作業に直接従事した場合	1日につき	600円	
	(2) 溝きよ等のしゅんせつに伴う汚泥及びがれき等の清掃に関する事務を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員が当該汚泥及びがれき等の収集作業に直接従事した場合			
	(3) し尿の収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員がし尿の収集作業に直接従事した場合	1日につき	1,150円	

	(4)ごみの収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織又はし尿の収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員がごみ又はし尿（以下この項において「汚物」という。）の処理施設内において、汚物の処理作業に直接従事した場合（(1)及び(3)に掲げる場合並びに下水処理現場等作業手当の支給を受ける場合を除く。）	1日につき	550円	
	(5)(1)から(4)までに規定する組織に属する技能労務職給料表適用職員がごみ収集に係る分別指導業務又は汚物の処理施設の維持、監理若しくは点検に係る業務に従事した場合（(1)から(4)までに掲げる場合及び下水処理現場等作業手当が支給される場合を除く。）	1日につき	200円	
	(6)行政職給料表適用職員が次に掲げる作業に直接従事した場合 ア.汚物の付着した汚物処理機器その他これに付随する設備の点検又は補修 イ.汚物の収集運搬車の車体下で仰向けに寝た状態で行う当該収集運搬車の点検又は補修 ウ.ごみ処理場に搬入されたごみの調査分析 エ.不法投棄物件の撤去			34,579千円
下水処理現場等作業手当	(1)技能労務職給料表適用職員が下水処理場（コミュニティ・プラント及び集落排水処理施設における、汚物を最終的に処理するための施設を含む。以下同じ。）の沈砂池、沈殿池若しくはばっ気槽内若しくは下水清掃用バキューム車（コミュニティ・プラント及び集落排水処理施設における汚水清掃用バキューム車を含む。以下同じ。）のタンク内において行う泥の除去作業又は下水処理場、下水ポンプ場、コミュニティ・プラント若しくは集落排水処理施設におけるポンプ場のスクリーンに付着したごみ等の除去作業（スクリーンの清掃装置の操作によるごみ等の除去作業を除く。）に従事した場合	1勤務につき	400円	
	(2)技能労務職給料表適用職員が下水処理場におけるごみ、泥等の運搬作業（運搬車へのごみ、泥等の積込作業を含む。）又は下水清掃用バキューム車若しくは汚泥運搬車の運転に従事した場合（(1)及び(3)に掲げる場合を除く。）	1勤務につき	200円	
	(3)技能労務職給料表適用職員が下水処理、コミュニティ・プラント若しくは集落排水処理施設における汚水の排除のために設けられた管きょ、ます若しくはマンホール（以下この項において「下水の管きょ等」という。）に立ち入って行う汚泥等の除去作業又はジェットクリーナー車若しくはグリットスイーパー車による下水の管きょ等の清掃作業に従事した場合	1日につき	700円	
	(4)行政職給料表適用職員が汚泥等の付着した下水処理機器、コミュニティ・プラント若しくは集落排水処理施設における汚水処理機器その他これらに付随する設備の点検若しくは補修又は供用を開始した下水の管きょ等に立ち入って行うこれらの施設の点検若しくは補修に直接従事した場合	1日につき	200円	26千円
害虫駆除作業手当	職員が害虫駆除のための薬剤の撒布作業、害虫発生源の除却作業又はこれらの作業の監督業務に従事した場合	1日につき	250円	114千円
危険現場作業手当	(1)行政職給料表適用職員が地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で宮繕工事の監督業務に従事し、又は工場等の煙突の地上10メートル以上の箇所での排煙等に係る検体の採取に従事した場合	1日につき	200円	
	(2)行政職給料表適用職員が労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所において施設の点検、整備その他の作業に従事した場合			
	(3)消防職員が地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所において消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく立入検査の業務に従事した場合			
	(4)技能労務職給料表適用職員が都市公園等において動力草刈機、チェーンソー等の動力機器を使用して、樹木のせん定若しくは伐採又はのり面の除草作業に直接従事した場合	1日につき	300円	1,438千円
輸送艇業務手当	(1)職員が救急患者を移送するため輸送艇を直接操船する業務又はこれを補助する業務に従事した場合	1回につき	300円	
	(2)職員が遺体を移送するため輸送艇を直接操船する業務又はこれを補助する業務に従事した場合	1回につき	900円	136千円

出動手当	(1) 消防職員が火災の消火活動に従事した場合	1回につき 機関員 400円 その他の者 300円	21,901千円	
	(2) 救急救命士の資格を有する消防職員が救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第1項に規定する救急救命処置の業務に従事した場合	1回につき 500円		
	(3) 消防職員が次に掲げる救急活動に従事した場合（（2）に掲げる場合を除く。） ア. 医療機関その他の場所への傷病者の搬送 イ. 医師の管理下に置かれるまでの間にある傷病者の応急手当	1回につき 機関員 250円 その他の者 200円 (救急救命士の資格を有する者の場合にあつては、それぞれの額に100円を加算した額)		
	(4) 消防職員が救助活動に従事した場合	1回につき 機関員 400円 その他の者 300円 (潜水器具を装着し、潜水作業を実施した者の場合にあつては、それぞれの額に100円を加算した額)		
夜間特殊業務手当	消防職員が正規の勤務時間による深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）の勤務として通信業務、望楼業務又は受付業務（以下この項において「通信業務等」という。）に従事した場合	1勤務につき 550円 (正規の勤務時間による深夜の勤務として通信業務等に従事した時間が、2時間以上7時間未満の場合にあつては370円、2時間未満の場合にあつては290円)	855千円	
災害対策業務手当	職員が屋外の防災作業若しくは救助又は避難所の開設で、災害対策本部若しくは水防本部からの指示により行ったもの又は市長が認定したものに直接従事した場合	1日につき 500円		
教員特殊業務手当	(1) 学校の管理下での非常災害時等の緊急業務	非常災害時における児童・生徒の保護、緊急の防災復旧の業務	1日につき 6,400円	10,760千円
		児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	1日につき 6,000円	
		児童・生徒に対する緊急の補導業務	1日につき 6,000円	
	(2) 修学旅行、林間・臨海学校等で、児童・生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	1日につき 3,400円		
	(3) 対外運動競技等で児童・生徒を引率して行う業務で泊まりを伴うもの又は勤務を要しない日、休日に行うもの	1日につき 3,400円		
	(4) 学校の管理下での部活動における児童・生徒に対する指導業務で、勤務を要しない日、休日等に行うもの	1日につき 2,400円		
	(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務	1日につき 1,500円		
教育業務連絡調整手当	教務部長、学年主任、生徒指導部長又は進路指導部長の職務を担当する教諭が当該担当業務についての連絡調整および指導助言に当たった場合	1日につき 200円	717千円	
理化学検査手当	職員が劇薬を取り扱って水質検査に従事した場合	1日につき 200円	4千円	

手当ごとに千円未満四捨五入しているため、手当ごとの合計は特殊勤務手当支給実績計と一致しないことがある

(別紙2) 特殊勤務手当一覧表 平成26年4月1日現在

種類	支給範囲	支給額	支給実績 (25年度決算)
班長業務手当	技能労務職給料表の職務の級4級に在職する職員で、班長の職にあるもの	月額 3,000円	252千円
交替制勤務手当	技能労務職給料表の適用を受ける職員で、浄水場に勤務するもののうち、日勤(夜勤以外の勤務をいう。)及び夜勤(午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務が5時間以上ある勤務をいう。)に交替制で従事する勤務を日々繰り返す勤務に従事するもの	月額 2,000円	738千円
活性炭攪拌手当	職員が活性炭ポッパーの攪拌に従事した場合(1日2回までに限る)	1回につき 200円	180千円
緊急呼出手当	職員が正規の勤務時間外に突発事故の発生により招集を受け、緊急工事に係る業務に従事した場合 (1)深夜(午後10時から午前5時までをいう。以下同じ。)を含まない場合 (2)深夜を含む場合	1回につき 1,000円 1回につき 1,500円	153千円
理化学検査手当	職員が劇薬を取り扱って水質検査に従事した場合	1日につき 200円	253千円
災害対策業務手当	職員が屋外の防災作業若しくは救助又は避難所の開設で、災害対策本部若しくは水防本部からの指示により行ったもの又は管理者が認定したものに直接従事した場合	1日につき 500円	0千円

手当ごとに千円未満四捨五入しているため、手当ごとの合計は特殊勤務手当支給実績計と一致しないことがある